

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第193回） 議事要旨

1 日 時 平成26年2月12日（水）13時30分から15時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田事務室長、石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続5事案（厚生年金4事案、国年事案1事案）及び新規5事案（全て厚生年金事案）を審議した。

継続事案のうち1事案（国民年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案（全て厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。残る1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要が無い方向で決定することとなった。

また、新規5事案のうち、2事案（ともに厚生年金）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、3事案（全て厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要が無い方向で、それぞれ決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年2月26日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第195回） 議事要旨

1 日 時 平成26年2月13日（木） 14時00分から15時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、吉井委員、大内委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案確認

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続5事案（厚生年金事案3件、国民年金事案2件）と新規4事案（厚生年金事案3件、国民年金事案1件）を審議した。

継続5事案のうち、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）は年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案（厚生年金事案2件、国民年金事案1件）は年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。

新規4事案のうち、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正についてあっせんする方向で、2事案（ともに厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要が無い方向で、それぞれ決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年2月25日（火）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第196回） 議事要旨

1 日 時 平成26年2月25日（火） 14時00分から15時45分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、塩田委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案確認

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続4事案（厚生年金事案3件、国民年金事案1件）と新規5事案（厚生年金事案4件、国民年金事案1件）を審議した。

継続4事案のうち、1事案（厚生年金事案）は年金記録の訂正についてあっせんすることを、2事案（ともに厚生年金事案）は年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。また、残り1事案（国民年金事案）については年金記録を訂正する必要がある方向で決定することとなった。

新規5事案のうち、2事案（ともに厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要がある方向で、3事案（厚生年金事案2件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要が無い方向で、それぞれ決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年3月11日（火）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第194回） 議事要旨

1 日 時 平成26年2月26日（水）13時30分から15時50分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田事務室長、石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続6事案（全て厚生年金事案）及び新規7事案（国民年金事案3件、厚生年金事案4件）を審議した。

継続事案のうち2事案（ともに厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、4事案（全て厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。

また、新規7事案のうち、3事案（いずれも厚生年金）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、3事案（国民年金事案2件、厚生年金事案1件）については年金記録を訂正する必要が無い方向で、それぞれ決定することとなった。残りの1事案（国民年金事案）については、更に資料等を収集する必要性が認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

(2) 次回は、平成26年3月12日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕